

# 新たな顕彰制度について (概要)

## 現在の状況

### 既存の顕彰制度

- ◆知事表彰 (食品衛生関係功労者、食品関係優良施設)
- ◆関係団体が審査基準を設けたコンテスト等において、府が申請を受けて交付する知事賞 (洋菓子コンテストや技能者)
- ◆大阪産 (もん) 五つの星大賞 (農政室推進課)
- ◆憲法記念日知事表彰 (衛生関係)
- ◆学校給食表彰 (学校給食関係者) 等

条例 18 条の顕彰と既存の顕彰とどのように住み分けさせるか

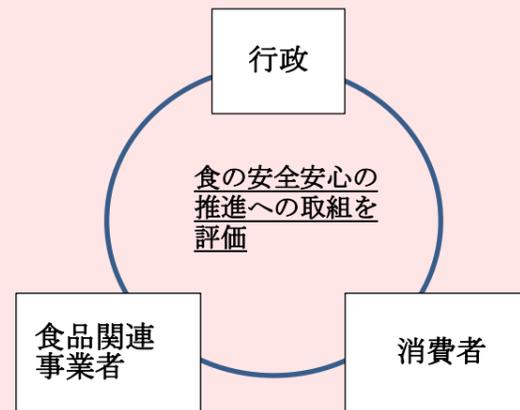
### 大阪府食の安全安心推進条例

第 18 条  
知事は、食の安全安心の確保に関し、特に優れた取り組みをした者の顕彰に努めるものとする。

## 新しい顕彰のあり方 (素案)

### 目的

行政、食品関連事業者、消費者の相互理解と協力の下、事業者や消費者の食の安全安心への取組を広くとらまえて評価するため、新たな顕彰制度を設置する。また、顕彰を始点として三者の相互理解と協力体制を深め、さらなる食の安全安心の活性化を目指す。



つまり新たな顕彰は、評価の対象として

- 食の安全安心への取組 (周知啓発活動や発明、技術等) を含める
- 食の安全安心への取組を行っている消費者も対象とする

上記 2 つが特徴である

## 事務局素案

### 1.表彰対象者

食の安全安心の推進に関し、特に優れた取組を行っている者 (個人、法人、団体) (施設は対象外)

### 2.対象者の選出

大阪府食の安全安心推進協議会委員、行政からの推薦

### 3.表彰の頻度

1年に1回

### 4.表彰式の間

行政や企業等が実施するイベント会場

### 5.選定方法 (審査基準)

(1) 必須項目 (ア、イについて満たしている)

ア. 年数

イ. 食の安全安心への功績 (次の2つの内いずれかを満たしている)

(ア) .食の安全への大きな貢献である (食中毒予防に関する取組等)

(イ) .食の安心への大きな貢献である (認証制度の普及、表示監視、情報発信、食育等)

(2) 必要項目 (下の8つの内3つを満たしている)

ア.取組の恩恵が広域で多数の府民にわたる (広域性)

イ.時代に合った取組を積極的に行っている (話題性、適合性)

ウ.取組の規模や頻度について、十分に実施している (活発性)

エ.将来への有用性が高い (将来性、発展的である)

オ.他の取組にはない独自性がある (独創性)

カ.画期的な発想で既存の手法等の効果向上、負担軽減、合理化させた (革新的である)

キ.消費者や事業者、行政と連携・協働した取組である (協働性、連携性)

ク.他と比べて特に優れた取組である (総合性)

### 表彰の流れ

協議会は審査基準 (1)、(2) について満たしている候補者を推薦する

審査委員会は、推薦された候補者が (1)、(2) について満たしているか審査する

受賞の決定

過去に同じ取組で受賞した場合は対象外

### 審査委員会

有識者、団体、事業者、消費者、行政等から選出  
(事業者あり方部会を名称変更)